

敦賀海上保安部長公示第2号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、和田港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月31日

敦賀海上保安部長



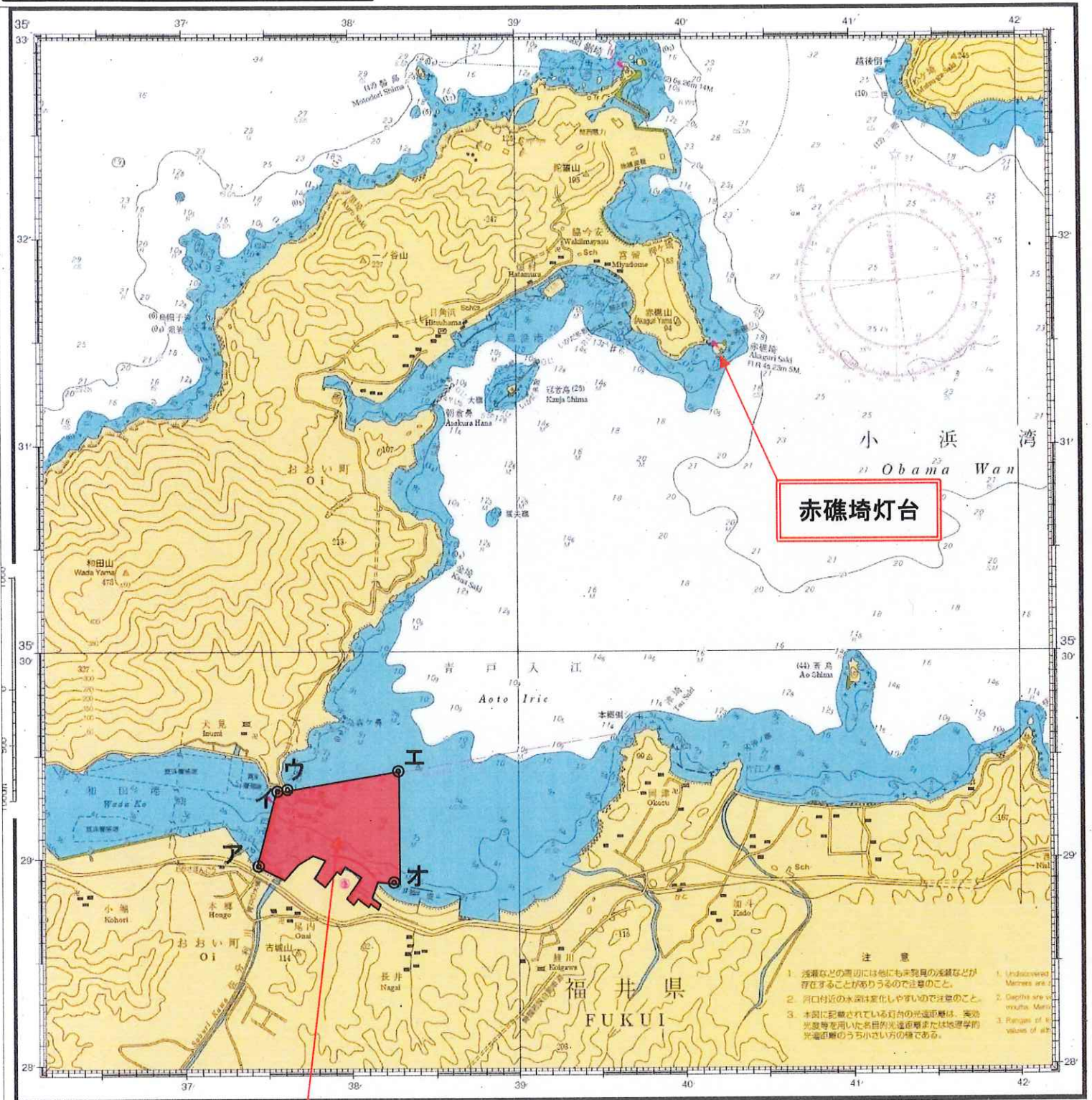
和田港内における航泊の禁止について

令和8年9月5日和田港内において、「若狭おおいのスーパー大火勢」花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該港長が許可した船舶を除く）する。

記

1. 期 間 令和8年9月5日 午後6時30分から花火終了までの間
ただし、花火大会が中止となった場合、航泊禁止措置を取り消す。
2. 区 域
次の各地点を順次に結んだ線及び海岸に囲まれた水域（別図参照）
ア点 赤礁崎灯台から真方位223度6, 300メートルの地点
イ点 赤礁崎灯台から真方位226度5, 600メートルの地点
ウ点 赤礁崎灯台から真方位225度5, 590メートルの地点（犬見崎）
エ点 赤礁崎灯台から真方位218度4, 800メートルの地点（オレンジブイ）
オ点 赤礁崎灯台から真方位212度5, 600メートルの地点（オレンジブイ）
3. 標識
上記エ、オ点にはオレンジブイの上に白色の灯火（2秒に1閃光）が設置される。
4. 警戒船
航泊禁止区域の外側には、警戒船が3隻配備されている。

別図 航泊禁止海域



航泊禁止海域

赤礁埼灯台から

ア点 真方位223度6, 300メートル

イ点 真方位226度5, 600メートル

ウ点 真方位225度5, 590メートル

エ点 真方位218度4, 800メートル

オ点 真方位212度5, 600メートル

を順次結んだ海域及びその付近を囲んだ海域